

の①、③、④、⑤、⑦、⑧、⑨及び⑩の右欄に掲げる情報である。

実施機関は、これらの情報については、直接又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報であり、開示することにより、特定の個人の住所、勤務先、勤務状況等が明らかになり、通常他人に知られたくないものと認められる旨主張する。

ウ 実施機関が主張変更後も1号情報に該当するとして非開示とする情報は、管理者の「生年月日、郵便番号、住所、本籍、看護師免許証番号、勤務形態、勤務時間、雇用年月日、印影及び経歴書記載事項のすべて」、管理者以外の職員の「氏名、生年月日、住所、看護師免許証番号、勤務形態、勤務時間、雇用年月日、印影及び履歴書記載事項のすべて」並びに役員の「生年月日、住所（代表取締役を除く。）、電話番号、FAX番号及び印影」である。

当審査会としては、これらの情報は、直接又は他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。ただし、④管理者経歴書の記載事項のうち、事業所又は施設の名称及び管理者の氏名については、本件処分において既に開示されている情報であり、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の29第3項の規定により、実施機関は公表しなければならないとされていることから、1号情報に該当しないものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関が主張変更後も2号情報に該当するとして非開示とするものは、別紙1の②定款及び⑥主な資産目録の記載事項のすべて並びに⑩平成18年度事業計画・事業収支計画書のうち本年度の収益見込額、利用者見込数及び収入・支出金額である。

ウ ②定款

(ア) 実施機関は、②定款については、目的、商号、発行株式総数等、その組織・経営活動に関する基本事項を定めたものであり、上場会社等のものを除き、一般の者は閲覧できないものであることから、法人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められる旨主張する。

(イ) 当審査会としては、株式会社の定款は、その組織・経営活動に関する基本事項を定めたものであり、法人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報に該当するものであって、開示することにより、当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められると判断する。

したがって、②定款を開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。ただし、②定款の記載事項のうち、商号、目的、本店所在地、公告の方法、発行する株式の総数及び株式の譲渡制限の部分は、登記されている情報であり、これらを開示しても、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれるとは認められないことから、2号情報に該当しないものと判断す

る。

エ ⑥主な資産目録及び⑩平成18年度事業計画・事業収支計画書

(ア) 実施機関は、⑥主な資産目録の記載事項のすべて並びに⑩平成18年度事業計画・事業収支計画書のうち本年度の収益見込額、利用者見込数及び収入・支出金額（以下「資産等情報」という。）については、当該法人の運営方法や経営状況が判別可能となることや、競争関係にある第三者に有利な情報となり得る場合もあり、法人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であるとともに、当該法人の事業運営についても推知することができる情報であることから、過去の情報であっても競争関係にある第三者等が入手すれば、当該情報を踏まえて経営戦略を作成することができることになるなど、当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められる旨主張する。

(イ) 当審査会としては、資産等情報は、指定申請を行った施設の資産の状況、収益見込み及び収支計画に関する情報であることから、法人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報に該当するものであり、開示することにより、当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められると判断する。

したがって、資産等情報を開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年12月17日	○ 諮問書の受理（諮問番号67） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成19年12月18日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成20年1月9日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成20年1月16日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成20年2月15日 （第一部会）	○ 実施機関から「公文書一部開示決定処分に対する異議申立てについて」と題する文書の提出（平成20年2月6日付け介保第1337号）があり、これまでの主張を一部変更した。 ○ 審議
平成20年3月19日 （第一部会）	○ 審議
平成20年3月28日 （第29回審査会）	○ 答申案審議
平成20年3月31日	○ 答申

